

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認静岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年12月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月及び同年11月  
② 昭和57年7月から60年6月まで  
③ 昭和60年10月から61年3月まで  
④ 平成2年12月から6年3月まで

私は、厚生年金保険から切替えて国民年金に加入し、国民健康保険と一緒に国民年金保険料を納付し、確定申告時に社会保険料控除額に計上して申告していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付について、その妻と一緒に行って保険料を納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号はその妻と連番で払い出され、申立人及びその妻の国民年金の納付記録はおおむね一致しているが、その妻の申立期間①から④までの保険料は未納となっている。

また、特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、申立人に対して、昭和55年及び58年に過年度納付書が発行された記録があることから、当時、国民年金保険料の納付に遅れがあったことがうかがえるが、申立人は、過去の国民年金保険料をさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

また、申立人の昭和54年12月から57年6月までの厚生年金保険加入記録は、平成17年10月25日に追加処理されていることから、当時、厚生年金保険から国民年金への切替手続が適切に行われていなかったと推

測される上、昭和 60 年 7 月から同年 9 月までの保険料は夫婦共に遅れて過年度納付していることから、申立期間当時、54 年 10 月から 61 年 3 月までの保険料は未納となっていたと考えられ、定期的に保険料が納付されていなかったと推測される。

一方、申立人は、申立期間②の一部並びに申立期間③及び④を含む、昭和 60 年分から平成 15 年分までの確定申告書（控え）の写しを提出しているが、同申告書には社会保険料控除額の内訳が記載されていないため、申立人が居住していた市における国民健康保険料の賦課限度額を同控除額から差し引き、当該期間の国民年金保険料に相当する金額が計上されているか試算した結果、昭和 62 年分から平成 13 年分までについては国民年金保険料が計上されていると推認できるが、昭和 60 年分及び 61 年分については、社会保険料として計上されている額が少額であり、当該期間の国民年金保険料額が含まれているとまでは言えない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 2 年 12 月から 6 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和47年11月15日に訂正し、同年11月から48年8月までの標準報酬月額を6万円とし、同年9月から49年8月までの標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月15日から49年9月1日まで  
社会保険事務所(当時)の記録では、A事業所B支店で昭和49年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したとなっているが、当該事業所には、転勤により47年11月から勤務していたので、当該記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C健康保険組合が提出した健康保険被保険者認定期間証明書及び被保険者台帳並びに雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A事業所に継続して勤務し(昭和47年11月15日にA事業所本社から同事業所B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間における標準報酬月額については、被保険者台帳の記録から、昭和47年11月から48年8月までは6万円、同年9月から49年8月までを9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間に行われるべき事業主による健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定並びに事業主による申立てどおりの資格取得届などのいずれの機会においても、社

会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が、昭和 49 年 9 月 1 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る 47 年 11 月から 49 年 8 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間①のうち、昭和28年5月1日から同年6月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を同年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

申立期間②について、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格喪失日に係る記録を昭和28年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年3月23日から同年6月1日まで  
② 昭和28年8月26日から同年9月1日まで

社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

昭和28年3月23日にA事業所に入社後、平成7年1月10日に退職するまで、支店間の転勤はあるものの、継続して勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C事業所(A事業所が名称変更)が提出した人事記録、厚生年金基金の年金給付裁定通知書、複数の同僚の証言等から、申立人が昭和28年3月23日からA事業所B支店に勤務していたことは確認できる

が、厚生年金保険料の控除について、C事業所は、「人事記録において、昭和28年3月23日に『訓練開始』、同年5月1日に『雇に選任』という記載があることから、同年5月1日以降、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたものと思われる。」と回答している。

また、申立人のA事業所B支店における雇用保険の加入日は、昭和28年5月1日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち、昭和28年5月1日から同年6月1日までの期間について、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B支店における昭和28年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、人事記録、雇用保険の加入記録、複数の同僚の証言等から、申立人はA事業所に継続して勤務し（A事業所B支店から同事業所D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、人事記録による異動の発令日は、昭和28年8月13日となっていることが確認できるところ、申立人は、同年8月末までA事業所B支店に勤務したとしていることから、異動日については、同年9月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所B支店における昭和28年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和28年3月23日から同年5月1日までの期

間については、C事業所は、「当該期間については、訓練期間であるため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたか不明である。」と回答している上、申立人が同年3月23日に一緒にA事業所に入社したと記憶する同期4人についても、入社と同時に被保険者資格を取得している者はいない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険被保険者期間について、戦時加算該当船舶であるA船舶に乗船したと認められることから、当該期間を戦時加算該当期間として船員保険記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年2月25日から19年8月1日まで

申立期間について、船員保険の戦時加算が無いため、社会保険事務所（当時）に調査を依頼したところ、申立期間の船員保険の期間を戦時加算の対象期間として認めることができないと回答があった。昭和19年8月1日に潜水艦の攻撃で沈没するまでの期間はA船舶で戦争による危険区域を航行していたので、当該期間を戦時加算の対象となる期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人は、事業所記号番号は不明であるものの、船員保険被保険者資格を昭和17年2月25日付けで取得し、19年8月1日付けで資格喪失している記録が確認できるところ、申立人はE事業所の所有するA船舶に勤務し、B省の指示で南方に出航した後、Cで潜水艦攻撃により船は沈没したと主張しているが、戦時加算該当船舶名簿にD事業所の管理下にあったE事業所の所有するA船舶の記載は無い。

しかし、E事業所が所有するA船舶の船員保険被保険者名簿に、申立人の氏名が確認でき、資格取得した日の記載は無いものの、昭和19年8月1日に資格喪失したことが確認でき、摘要欄に、「18. 6. 18F 県G市Hから譲受」、「19. 8. 1 沈没」と記載されている。このため、F県戦時船舶及び徴用船の名簿を調査したところ、船舶名欄にA船舶、船籍港欄にG及び所有者欄にIと記載されている記録があり、船舶所有者の氏名は一致しないものの、船舶名及び船舶番号が船員保険被保険者名簿と同一で記録されていることから、A船舶が、戦時徴用船舶として使用されていたことが推認できる。

また、社会保険事務所は、「A船舶は戦時徴用船として戦争に使用された

ことと、沈没したことが確認できる。沈没当時は、ほとんどの海域が戦争危険区域として指定されていたため、申立人の船員保険期間が戦時加算に該当しない合理的な説明をすることはできない。」と回答している。

さらに、社会保険庁（当時）の戦時加算該当船舶名簿を調査したところ、船舶名欄に機A船舶及び船舶所有者名欄にJ事業所と記載されている記録が確認できるが、船員保険被保険者名簿のJ事業所の所有船舶にA船舶の名称が確認できないこと、E事業所及びJ事業所は類似名称の同一地区に存在した事業所であったこと、及び共にD事業所の管理下の徴用船員を使用する会社であったことから、戦時加算該当船舶名簿の記録に混乱が生じたことがうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、A船舶に乗船し、当該期間を戦時加算該当期間として船員保険記録を訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和52年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

申立期間②について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和56年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年7月25日から同年8月1日まで  
② 昭和56年2月28日から同年3月1日まで

社会保険事務所(当時)に上記申立期間について照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実が確認できないとの回答であったが、当該期間は同一企業内で転勤した時期であり、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録、在籍証明書及び同僚の証言により、申立人はA社に継続して勤務し(昭和52年8月1日にA社本社から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額について、申立人に係るA社本社における昭和52年6月の社会保険事務所(当時)の記録から、17万円とすることが

妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、雇用保険の加入記録、在籍証明書及び同僚の証言により、申立人はA社に継続して勤務し（昭和56年3月1日にA社B事業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額について、申立人に係るA社B事業所における昭和56年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立てに係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和56年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合も含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所B支店における資格取得日に係る記録を昭和42年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年11月16日から43年1月16日まで

A事業所に勤務していた期間について、社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、同事業所から同事業所B支店へ転勤した際、同事業所の被保険者資格の喪失日が昭和42年11月16日であるのに対して、同事業所B支店の被保険者資格の取得日が43年1月16日となっているため、当該期間については加入記録が無い旨の回答を得た。

A事業所には継続して勤務しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

C事業所(A事業所の後継事業所)から提出された人事記録及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA事業所に継続して勤務し(昭和42年11月16日にA事業所から同事業所B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所B支店における昭和43年1月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月26日から同年4月1日まで  
社会保険事務所(当時)に、厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

A事業所を退職したのは、昭和46年3月31日であり、提出した給料支払明細書では、同年3月まで厚生年金保険料が控除されているため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給料支払明細書、事業主の回答などから判断すると、申立人は、A事業所に昭和46年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額及び昭和46年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険被保険者資格喪失届の資格喪失日の記載を「昭和46年4月1日」とすべきところ、「昭和46年3月26日」と誤って届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年3月の保険料についての納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の

告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち昭和24年5月1日から27年4月1日までの期間について、事業主は、申立人が昭和24年5月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、27年4月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者の資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和24年5月から同年9月までは2,000円、同年10月から25年12月までは2,500円、26年1月から同年7月までは3,500円、同年8月から27年3月までは4,500円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年10月5日から27年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。郷里からほかの2人と共にA事業所に就職したので、勤務したことは間違いない。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和24年5月1日から27年4月1日までの期間について、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、生年月日が申立人とは1日相違しているものの、申立人が氏名をあげた同郷から一緒に就職したとする同僚の記録に隣接して、申立人の旧姓と同一である氏名の記録が確認でき、当該記録は、昭和24年5月1日に厚生年金保険の被保険者の資格を取得し、27年4月1日に資格を喪失していることが確認できる。

また、当時の複数の同僚が、「申立人はA事業所に勤務していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、A事業所の事業主は、申立人が同事業所において昭和24年5月1日に

被保険者資格を取得し、27年4月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和24年5月から同年9月までは2,000円、同年10月から25年12月までは2,500円、26年1月から同年7月までは3,500円、同年8月から27年3月までは4,500円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和23年10月5日から24年5月1日までの期間について、複数の同僚は申立人がA事業所に勤務していたことを記憶しているものの、勤務時期を特定することはできなかった。

また、複数の同僚が、「自分は就職して数か月経過後、厚生年金保険に加入している。」と証言していることから、A事業所では入社後すぐに厚生年金保険の資格取得に係る手続きを行っていなかったことがうかがわれる。

さらに、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主及び事務担当者も既に死亡又は連絡先不明であるため、当該期間における厚生年金保険の適用、及び保険料控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

なお、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で、昭和23年10月から24年4月までに厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和42年3月4日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年7月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月4日から同年7月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について加入記録が確認できないとの回答を得た。申立期間は、A事業所で勤務していたことに間違いはないはずで、厚生年金保険被保険者期間だと思うので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B事業所（A事業所の業務を引き継いだ組織）が提出した人事記録から、申立人は、申立期間について、A事業所で厚生年金保険に加入させることになっていたとされる臨時雇用員として、当該事業所で勤務していたことを確認することができる。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できないが、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人が同期入社であったと主張している複数の同僚と連番となっている記録において、申立人と同じ生年月日で、申立人の氏名と類似した被保険者に番号が払い出されていることが確認できる。

なお、申立人の名字の頭文字が「C」という漢字であるのに対して、前述した払出簿から確認できる氏名の名字の頭文字は「D」という漢字であり、両者の漢字は類似しているので、記載を誤ったものと考えるのが自然である。

さらに、前述した払出簿から確認できる氏名の被保険者に払い出された番

号の記録は、オンライン記録において、未統合記録となっていることが確認でき、当該未統合記録はA事業所における厚生年金保険被保険者期間であり、当該被保険者期間は、前述した人事記録で確認できる申立人の当該事業所における臨時雇用員としての勤務期間と一致している。

これらを総合的に判断すると、当該記録は申立人に係るものであると推認でき、A事業所の事業主は、申立人が昭和42年3月4日に被保険者資格を取得し、同年7月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から49年3月まで

私は、国民年金に加入して以来ずっと継続して国民年金保険料を納めており、厚生年金保険に加入したことは知らず、結婚後は妻の保険料も自分が一緒に納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入した昭和41年10月以降、厚生年金保険に加入したことは知らずに国民年金保険料を納付していたと述べ、申立人の妻は申立期間の保険料は納付済みであるが、オンライン記録では、申立人は、44年9月から45年5月までの期間は厚生年金保険に加入しており、申立人が所持している国民年金手帳（昭和41年12月15日発行）には、44年9月1日に国民年金被保険者資格を喪失し、昭和44年度印紙検認記録欄には44年9月から45年3月までの期間の保険料が還付されていることが記載されていることから、申立人は、厚生年金保険加入時に国民年金に係る資格喪失手続を行ったと考えられる。

また、申立人の所持する国民年金手帳、特殊台帳（マイクロフィルム）及び市の年金被保険者資格記録を見ると、昭和46年4月に国民年金被保険者資格を再取得しており、申立期間のうち、45年6月から46年3月までの期間は未加入期間とされていることから、当該期間の納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができなかったと推測される。

さらに、申立期間のうち、昭和46年4月から49年3月までの期間について、特殊台帳（マイクロフィルム）を見ると、昭和47年度及び48年度の納付記録は50年に進達されていることが確認できることから、申立人は、45年6月に厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の国民年金の加入手続が遅れたと考

えられる上、申立人は、さかのぼって国民年金保険料を過年度納付した記憶は無いとしていることから、現在納付済みである 49 年度の国民年金保険料から納付し始めたと考えても不自然ではなく、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から46年3月まで

結婚して妻の実家に入り家業を手伝うことになった時、妻の両親から役場に勤めていた親戚の人に頼んで国民年金の加入手続をしてもらった。毎月婦人会が集金に来て妻の分と一緒に保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金の加入手続の時期について、申立人は、昭和41年11月に結婚した後、加入手続を行い、その妻は、20歳のころに加入手続を行ったと主張しているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、46年ごろに夫婦連番で払い出され、申立人夫婦に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはうかがえないことから、このころ夫婦同時に加入手続を行ったと推測されるが、この時点では申立期間のほぼ半分は既に時効であり、保険料を納付することができない。

また、申立人夫婦は、さかのぼって保険料をまとめて納付したことは無いと述べていることから、国民年金の加入手続を行った昭和46年度の現年度保険料から納付し始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立人夫婦の国民年金の加入手続を依頼されたとする申立人の妻の両親は、高齢のため加入手続のことを覚えていないとしており、加入手続を行ったとしている親戚の人は既に他界しており、当時の状況が不明である。

加えて、申立人は、結婚後は婦人会を通じて毎月国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人が居住している自治体における集金状況については当時の状況が不明である上、当該自治体が毎月保険料を徴収していたのは、隣接の自治体と合併した昭和43年4月より前は不明であるものの、合併以降

の毎月徴収開始時期は 55 年 4 月からであり、申立人の主張と相違し、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 1073

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年3月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年3月から46年3月まで

20歳のころ、両親が私の国民年金の加入手続をしてくれ、結婚するまでは両親が保険料を納付してくれていた。結婚後は毎月婦人会が集金に来て夫の分と一緒に国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

国民年金の加入手続の時期について、申立人は20歳のころ加入手続を行い、その夫は、昭和41年11月に結婚した後に加入手続を行ったと主張しているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、46年ごろに夫婦連番で払い出されており、申立人夫婦に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはいかがえないことから、このころ夫婦同時に加入手続を行ったと推測されるが、この時点では申立期間の大半が既に時効であり、保険料を納付することができない。

また、申立人夫婦は、さかのぼって保険料をまとめて納付したことは無いと述べていることから、国民年金の加入手続を行った昭和46年度の現年度保険料から納付し始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立人の国民年金の加入手続をしたとされる申立人の両親は、高齢のため加入手続のことを覚えていないとしており、当時の状況が不明である。

加えて、申立人は、結婚後はその夫が婦人会を通じて毎月国民年金保険料を納付していたと述べているが、申立人が居住している自治体における集金状況については当時の状況が不明である上、当該自治体が毎月保険料を徴収していたのは、隣接の自治体と合併した昭和43年4月より前は不明であるものの、合併以降の毎月徴収開始時期は55年4月からであり、申立人の主張と相違し、

ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和42年に市職員から勧誘を受けて国民年金に加入し、今手続をすればさかのぼって国民年金に加入できると言われて、過去の分の国民年金保険料を自分で一括納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年に国民年金に加入したと述べているとおり、同年10月に申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号が払い出されていることから、このころ夫婦共に国民年金の加入手続を行い、国民年金制度開始当初の36年4月にさかのぼって資格取得したと推測されるが、この時点では、申立期間は既に時効であり、その夫の申立期間に係る国民年金記録は現在未統合であるものの、保険料は未納となっている。

また、申立人が、一括して国民年金保険料を納付したとする昭和42年ころは、特例納付制度が実施されていた期間ではないため、時効であった申立期間に係る保険料は納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行ったと推測される昭和42年\*月時点で満39歳に達しており、満60歳到達時までに受給要件を満たすために必要な276か月分(23年分)以上の保険料を納付することができない状況であったため、申立人は、受給資格を得られるように40年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料を納付したと考えられ、事実、満60歳時点で278か月分の保険料が納付済みとなっていることから、申立期間の保険料までは納付しなかったと考えても不自然ではなく、ほかに国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、日記等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から53年3月までの期間、60年4月から61年3月までの期間及び同年9月から62年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から53年3月まで  
② 昭和60年4月から61年3月まで  
③ 昭和61年9月から62年3月まで

私は、昭和52年4月に国民年金被保険者となり、一度も未納無く現在まで国民年金保険料を納付したが、「ねんきん特別便」によると、国民年金の加入月数の合計が369か月であるのに対し、337か月しか保険料を納付していないことになっている。一生懸命保険料を納めてきたのに、32か月も未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年1月に払い出されており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはいかなる理由もなく、このころ国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、その時点では申立期間①は過年度保険料となり、社会保険事務所（当時）の納付書で納付することになるが、申立人からの聴取では過年度納付したことはいかなる理由もなく、加入手続を行った昭和53年度の現年度保険料から納付を始めたとするのが自然である。

また、申立期間を含め、国民年金の未納・未加入期間は8年と長期間であり、申立期間②及び③前後の国民年金保険料は納付済みであるものの、保険料をまとめて納付している時期があるなど、当時、保険料納付に遅れがあったことが見受けられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 静岡国民年金 事案 1076 (事案 13 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から 56 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から 56 年 7 月まで

私は、昭和 56 年 8 月に国民年金の加入手続を行い、その時、54 年 1 月から 56 年 7 月までの保険料をさかのぼって役場で納付したはずなので、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が加入手続の時に交付を受けたとされる国民年金手帳の「初めて被保険者になった日」の欄には、昭和 56 年 8 月 12 日と記されている上、申立人も、同日に任意加入として国民年金資格取得届出を提出したことを認めており、任意加入の場合は制度上、届出が行われた時点からの加入となり、さかのぼって資格取得することはできないため、未加入期間である申立期間の保険料をさかのぼって納付したとは考え難く、また、申立人が、申立期間において保険料を納付していたことがわかる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 19 年 11 月 30 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、さかのぼって申立期間の保険料を納付したと主張するのみであり、委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 8 月 29 日から 49 年 7 月 11 日まで  
(A事業所)  
② 昭和 49 年 10 月 16 日から 50 年 5 月 11 日まで  
(B事業所)  
③ 昭和 51 年 10 月 1 日から 52 年 4 月 1 日まで  
(C事業所D工場)

申立期間①及び②について、A事業所に勤務した期間とB事業所に勤務した期間が逆になって国（厚生労働省）に記録されているので、申立てどおりの正しい期間に訂正してほしい。

申立期間③について、C事業所D工場に6か月の期間満了まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「申立期間①は、A事業所に勤務し、申立期間②は、B事業所に勤務していた。」と主張しており、A事業所はE県に、B事業所はF県にあるものの、戸籍謄本の記録から、申立人は昭和49年12月1日にF県からE県に住所地を移していることが確認できる。

また、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、同事業所で昭和48年10月16日に被保険者資格を取得し、49年5月11日に被保険者資格を喪失したことが確認でき、当該記録は、雇用保険の加入記録及び当該事業所の後継事業所が提出した人事記録における在籍記録と一致している。

さらに、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申

立人は、同事業所で昭和49年8月29日に被保険者資格を取得し、同年12月28日に被保険者資格を喪失した後、再び当該事業所で50年1月7日に被保険者資格を取得し、同年7月11日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、雇用保険の加入記録では、同年1月7日から同年7月10日までの期間、当該事業所において被保険者記録が確認できる。

これらのことから、社会保険事務所（当時）における申立人のA事業所及びB事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録に不自然さはうかがえない。

申立期間③について、雇用保険の加入記録により、申立人がC事業所D工場に勤務していたことは確認できる。

しかし、G事業所（C事業所が名称変更）の総務担当者は、「賃金を支払った者を対象とするデータの中に申立人の氏名が無いことから在籍を確認することができない。このため、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったと考える。」と回答している。

また、申立人が記憶していた同僚二人については特定することができず、C事業所D工場は、本社であるC事業所で一括して厚生年金保険の適用を受けており、申立期間において、当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の被保険者で連絡の取れた者に聴取したが、申立人の勤務状況、厚生年金保険料控除の状況について確認できる証言を得ることができなかった。

なお、C事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和51年6月15日から52年5月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 3 月 10 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。  
昭和 17 年 6 月に厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）の加入証書をもらい、20 年 3 月に出征する際に、それを父に預けた記憶があり、また、出征するときまでAという施設に勤務していたことは確かであるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の記憶が詳細であり、Aという施設で勤務していた複数の者が当時のことを記述した書籍の内容と一致することから、申立人が勤務していたとするAは、存在していたことがわかるが、事業所名簿では、申立人が勤務していたとするAは、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人が厚生年金保険（当時は、労働者年金保険）の加入証書を受領したとする昭和 17 年 6 月に番号が払い出された者を確認したが、申立人の氏名は無い。

さらに、申立人と同時期に別の場所にあったAという施設で勤務していたとする複数の者についても、申立期間においてAでの厚生年金保険被保険者としての記録は、オンライン記録から確認できず、当該複数の者のうちの一人は、「当時、年金には入っていなかったと思う。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 3 月 1 日から 11 年 6 月 16 日まで  
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について標準報酬月額が事実と異なっていることがわかった。

A事業所には8年間勤務した。入社時の給料は20万円ぐらいであったが、昇格とともに昇給し、退職したころには50万円ほどの給料をもらっていたので、標準報酬月額を給料に見合う額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成9年12月から11年6月までの各月について、申立人の預金口座の取引明細により、申立人は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える給与を得ていたことは推認できる。

しかし、当該期間について、事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料の額を確認できる資料は無い。

また、申立期間のうち、平成4年3月から9年11月までの各月について、申立人が得ていた給与の額及び事業主により給与から控除されていた保険料の額を確認できる資料は無い。

さらに、A事業所の代表取締役から、「申立期間において、申立人の給料からは、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額に応じた厚生年金保険料を控除していた。」との証言を得た。

加えて、A事業所に係るオンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、遡及して大幅に引き下げられているなどの事実は確認できず、申立人以外の従業員の標準報酬月額と比較しても、申立人のみが低額であるという状況は

見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年3月22日から50年12月1日まで  
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間についてA事業所で厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細書等はないが、A事業所にパート社員として勤務していたことは確かであるので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の証言から、申立人が、A事業所に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人は、申立期間のうち、昭和40年10月1日から41年2月10日までの期間及び42年8月31日から51年12月25日までの期間において、配偶者の健康保険の被扶養者であったことが確認できる。

また、申立人が同僚として挙げた者は、「自分は昭和45年から働き始め、48年12月ころに、A事業所がパート社員に対して、配偶者の扶養家族のまま働くか、自ら厚生年金保険の被保険者となって働くかを自由に選択できる旨の説明会を開き、その直後に厚生年金保険に加入した。」と証言しており、当該同僚の被保険者資格の取得日は昭和48年12月21日であることが確認できる。

さらに、上述の同僚及びその者と同時期にパート社員として働いていた者の中には、A事業所において、厚生年金保険の被保険者となっていない者が複数人確認でき、同事業所では、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入

させていたものではないことがうかがわれる。

加えて、申立人の申立期間におけるA事業所での雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 4 月ころから 27 年ころまで  
② 昭和 27 年ころから 28 年ころまで  
③ 昭和 28 年ころから 29 年ころまで

社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の加入記録を照会したところ、上記期間について被保険者記録が無かった。申立期間①はA事業所に、申立期間②はB事業所に、申立期間③はC事業所に勤務しており、それぞれの事業所において厚生年金保険の保険料を控除されていたと思われるので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間にA事業所における厚生年金保険の被保険者であった者のうち、連絡のとれた複数の元従業員から聴取したものの、申立人が当該事業所に勤務していたとの証言を得られなかった。

また、A事業所は、「申立期間の人事記録及び厚生年金保険関係資料を保存しておらず、当時の事情を知る者もない。」としており、申立人も当時の上司や同僚を記憶していないことから、申立期間当時のA事業所での在籍の状況、厚生年金保険の適用状況等について証言を得ることができなかった。

なお、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和 26 年 3 月 1 日から 28 年 2 月 3 日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、B事業所はD市に所在していたと主張しているところ、事業所名簿において、D市内にB事業所という名称の適用事業所は確認できないことから、オンライン記録により、類似名での適用事業所を確認したが、申立期間に、D市及び隣接市町において該当する事業所は

見当たらない。

また、申立人はB事業所における代表者の氏名を記憶しておらず、記憶していた元同僚については所在が確認できないことから、申立期間当時のB事業所での在籍の状況、厚生年金保険の適用状況等について証言を得ることができなかった。

申立期間③について、申立期間にC事業所における厚生年金保険の被保険者であった者のうち、連絡のとれた複数の元従業員から聴取したものの、申立人が当該事業所に勤務していたとの証言を得られなかった。

また、C事業所は、「申立期間の人事記録及び厚生年金保険関係資料を保存しておらず、当時の事情を知る者もない。」としており、申立人が記憶する同僚もC事業所における厚生年金保険の加入記録が見当たらず所在も確認できないことから、申立期間当時のC事業所での在籍の状況、厚生年金保険の適用状況等について証言を得ることができなかった。

なお、C事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和27年3月30日から30年10月1日までに被保険者資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立期間①、②及び③について、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から45年3月まで  
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会を行ったところ、申立期間について、厚生年金保険に加入していた事実は無いとの回答を得た。A事業所に勤務していたことは確かであるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の証言から、申立期間当時、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上述の同僚は、「申立人のことを知っているが、雇用形態及び勤務期間については分からない。」と述べている。

また、申立人が記憶する複数の同僚についても、A事業所での厚生年金保険の被保険者記録は確認ができない。

さらに、公共職業安定所が管理する雇用保険の被保険者記録では、申立人のA事業所における被保険者記録は確認ができない。

加えて、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は死亡し、社会保険担当者は特定することができず、厚生年金保険の適用、保険料控除の状況を確認できる証言を得ることはできない。

なお、健康保険厚生年金保険被保険者原票において、昭和37年4月1日から46年10月1日までに被保険者資格を取得した者の記録を確認したが、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。